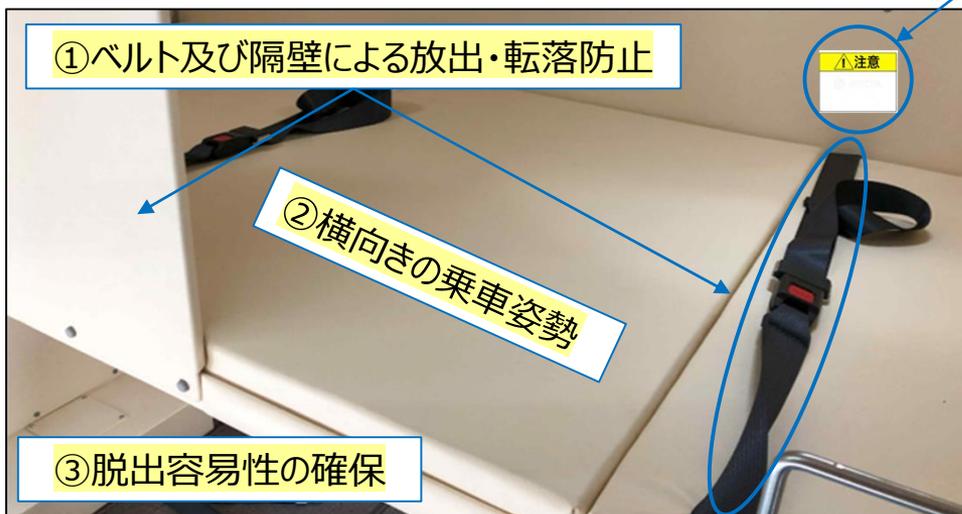


背景

- 労働環境の見直しの中で、令和6年4月以降、トラック運転手は、**二人乗り乗務の特例として運転交代時の走行中を含み車両内ベッドで休息**することが認められるよう「改善基準告示」が改正。
- トラックの車両内ベッドについて、米国の要件を考慮して同等の安全性が確保できるよう**走行中に使用されるものの設計上の配慮事項等**をまとめるとともに、**走行中に使用されるものと駐車中に使用されるものとの区別の明確化**を図る。
- 今般の対応による影響や事故状況を把握し、基準化についても継続検討していく。

配慮事項・使用者への周知（概要）

走行中に使用するために設計された車両内ベッド



駐車中に使用するために設計された車両内ベッド



設計上の配慮事項（上図①～④）の措置が必要

走行中に使用しないことを徹底するため
車両内のベッド付近や取扱説明書に明示が必要

配慮事項と米国の要件との比較

	我が国の要件(案) (設計上の配慮事項)	米国の要件 (自動車運輸安全規則Parts 393.76(h))
衝突時等の安全性	<ul style="list-style-type: none"> • 隔壁(約2,700kgの力に耐えるもの) 又は ベルト及び隔壁(座席の背当て等でも可) • 横向き 	<ul style="list-style-type: none"> • 隔壁(約2,700kgの力に耐えるもの)
緊急時の脱出容易性	<ul style="list-style-type: none"> • 乗員が自ら車外に出ることができないものは不可 	<ul style="list-style-type: none"> • 運転席及び車室に直接かつすぐに出ることが可能な出口があること
使用者への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> • 走行中に使用する上での使用条件及び注意事項等のベッド付近への表示 	<ul style="list-style-type: none"> • なし